

概要

被災者の死亡は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

被災者は、昭和〇年8月から平成〇年8月までの間、石綿を使用する業務に従事し、退職後、「慢性呼吸不全」のため、死亡した。

審査請求人（以下「請求人」という。）は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

被災者は、石綿ばく露作業に長年にわたり従事していたことが、確実に身体に影響を及ぼしていた。特に肺機能障害は、晩年、呼吸困難や意識障害を起こす等しており、監督署長の不支給決定は誤りである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

被災者には、「びまん性胸膜肥厚」の所見が認められるが、「著しい肺機能障害」は認められないことから、業務に起因する疾病であるとは認められず、不支給処分とした。

4 審査官の判断

(1) 被災者の死亡原因は、死亡診断書上は「慢性呼吸不全」とされているが、地方じん肺診査医は、「慢性呼吸不全」である根拠は乏しく、死亡原因は「肺気腫による呼吸不全」と所見している。

(2) 被災者は、長年にわたり石綿ばく露作業に従事しており、びまん性胸膜肥厚の所見が認められるが、肺機能検査が実施されていないこと、また、外来受診時の室内気吸入下の酸素飽和度は95%とほぼ正常であることから、地方じん肺診査医は、「著しい肺機能障害が存在した根拠は乏しい。死因については、経過から、繰り返す肺炎により体力が消耗していたことも一因である。」と所見している。

(3) 〇病院医師の意見書からは、エックス線では、被災者に石綿肺の所見は認められない。

(4) 以上から、被災者の「びまん性胸膜肥厚」は、認定基準に定められた医学的所見を満たしておらず、他に石綿にばく露したことを原因とする疾病も認められないことから、被災者の死亡は、業務上の事由によるものとは認められない。

したがって、監督署長が請求人に対して行った遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。